

# 車両系建設機械(整地・運搬・積込 用及び掘削用)運転技能講習会

## 開催ご案内

労働安全衛生法の定めにより、機体重量3トン以上の車両系建設機械で次の機械のものは、都道府県労働局長に登録した機関が行う技能講習を修了した者でなければ運転できないことになっております。

### 対象機種

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| (イ) ブルドーザー     | (ト) パワー・ショベル         |
| (ロ) モーター・グレーダー | (チ) ドラグ・ショベル (バックホー) |
| (ハ) トラクター・ショベル | (リ) ドラグライン           |
| (ニ) ずり積機       | (ヌ) クラムシエル           |
| (ホ) スクレーパー     | (ル) バケット掘削機          |
| (ヘ) スクレーブ・ドーザー | (ヲ) トレンチャー           |

当支部は、北海道労働局長の登録教習機関として、今回は下記の要領によって技能講習を開催いたしますので、多数参加くださいますようご案内申し上げます。

北海道労働局長登録教習機関 北労安教第174号  
建設業労働災害防止協会北海道支部

### 1. 受講対象者

今回は、満18才以上の方で、次のいずれかの条件に該当する方を対象として実施いたします。

- ① 大型特殊自動車免許を有する者
- ② 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、小型車両系建設機械(整地等)特別教育修了後、建設機械の運転の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者
- ③ 不整地運搬車運転技能講習を修了した者

### 2. 開催日時

平成31年4月10日(水) 8:50(オリエンテーション) 9:00~(学科)  
11日(木) 8:30~(実技)  
12日(金) 9:00~(学科)

### 3. 講習会場(学科・実技)

(学科) 日高地域人材開発センター 浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1 TEL(0146)22-2394  
(実技) 静内生コン 日高郡新ひだか町静内田原905

#### 4. 講習科目及び時間割り

(学 科)

講 習 内 容	講 習 時 間
① 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転に必要な一般的事項に関する知識(一般知識)	3 時 間
② 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識(操作装置)	5 時 間
③ 関 係 法 令	1 時 間

(実 技)

講 習 内 容	講 習 時 間
① 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業のための装置の操作	5 時 間

第 一 日	科目	一 般 知 識	操 作 装 置	
	時間	オリエンテーション8:50 学科9:00~18:00		
第 二 日	科目	実 技 練 習		実 技 試 験
	時間	実技8:30~15:00		15:00~
第 三 日	科目	関係法令	修了試験	
	時間	学科9:00~10:00	10:10~	

※休憩時間及び昼休み時間を含む。

#### 5. 修 了 試 験

講習会終了後直ちに修了試験を行います。

修了試験は、所定の時間割をすべて受講しなければ受けることが出来ません。

#### 6. 受講料及びテキスト代

受 講 料 : 41,040円 (内消費税 3,040円)	テ キ ス ト : 1,650円 (内消費税 122円)	合 計 : 42,690 円
----------------------------------	---------------------------------	----------------

#### 7. 受講申込に必要なもの

受講希望者は、下記のものが必要になります。

- ① 受講申込書
- ② 証明写真3枚(3.0cm×2.5cm)上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影した正式なもの。  
(スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカメラ写真等も不可)
- ③ 修了証郵送料(242円分の切手)
- ④ 受講料及びテキスト代
- ⑤ 「受講対象要件」を有することを証明する書面のコピー

#### 8. 申 込 先

〒057-0005 浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1(日高建設協会内) TEL(0146)22-3080

建設業労働災害防止協会北海道支部 浦河分会

#### 9. 技能講習修了証の発行

この技能講習会の所定の科目を受講し、修了試験に合格した者に修了証を交付します。

当支部で別の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付いたします。

「修了証」は受講者個人宛に申込書記載の「現住所」へ「特定記録」にて郵送いたしますので、送料242円分の切手を受講申込時に必ず添付してください。

統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

## 10. そ の 他

- (1) 定員は 30 名となっておりますので、定員に達し次第締切日以前であっても申込み受けを打ち切りますので、ご了承下さい。
- (2) 講習会当日は、必ず筆記用具を持参して下さい。
- (3) 実技受講時には必ずヘルメットを着装して下さい。
- (4) 原則として遅刻は認められませんので、ご注意願います。
- (5) 昼食は用意しませんので、弁当を持参されるか、外食されるか、各人の自由とします。尚、昼食休憩は 40 分です。
- (6) 受講申込書に添付する証明写真の裏面には必ず氏名を記入して下さい。
- (7) 原則として受講申込みをした後、受講料及びテキスト代はお返しいたしませんのでご了承ください。
- (8) 「受講対象要件」を有することを証する書面のコピーを添付してください。  
なお、その際は原本確認をいたしますので、資格証(原本)を併せてご提示願います。
- (9) 受講申込者が少数の時は、講習を中止する場合がございますのでご了承下さい。
- (10) お申込み開始は、平成31年1月15日(火) 9:00からとなります。お申込みの前に空き状況を必ず電話にてご確認ください。



# 建設事業主等に対する助成金のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する車輜系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）は、北海道労働局（厚生労働省）が支給する標記助成金制度の対象となっています。

制度の概要は下記に示す内容となっておりますので、要件を満たす方で希望される方は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

## 《支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が建設業の12.0/1000である中小建設事業主であること
3. 不正及び労働関係法令違反や労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が被保険者であること
5. 受講者から費用を徴収していないこと
6. 受講期間中、受講者に賃金が支払われること

## 《助成金の種類と金額》

1. 【経費助成】
  - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主  
支給対象経費の3/4〔9/10〕
  - ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主  
35歳未満 支給対象経費の7/10〔17/20〕  
35歳以上 支給対象経費の9/20〔3/5〕
2. 【賃金助成】
  - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主  
一人あたり日額 7,600円〔9,600円〕
  - ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主  
一人あたり日額 6,650円〔8,400円〕

※〔 〕内は生産性要件を満たした場合の助成金額（100円未満切り捨て）

## 《手続きに関する留意点》

1. 支給申請  
講習終了の翌日から起算して**2ヵ月以内**に、必要書類一式を管轄都道府県労働局に提出してください。（郵送の場合は提出期間内必着）
2. この制度を利用する場合に必要な書類は各分会に備えてありますので、事務局にお尋ねください。

※提出書類関係、提出期限及び手続きに関しては、労働局・職業対策課（雇用対策係）にお問い合わせ下さい。

## 《申請先》

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3階  
北海道労働局 職業対策課 雇用対策係  
TEL 011-738-1043  
FAX 011-738-1062